

○武蔵野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年4月1日要綱第11号

改正

平成20年4月1日

平成21年5月1日

平成27年4月7日要綱第84号

武蔵野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項の規定に基づいて設置する、武蔵野市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るとともに、武蔵野市が行う地域密着型サービス事業に関する事項について、介護保険の被保険者等の意見を聴き、これを施策に反映させるため、武蔵野市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項の承認に関することを審議する。

- (1) センターの設置者の選定及び変更に関すること。
- (2) センターの設置者が他のサービス事業者となること。
- (3) センター職員の確保に関すること。
- (4) センター業務を再委託する事業者の選定
- (5) センターの運営状況の評価
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 運営協議会は、地域密着型サービスに関する次に掲げる事項について、市長に対して意見を述べる。

- (1) 地域密着型サービスの指定
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 運営協議会の委員は、センターの公正及び中立性を確保する観点で、次に掲げる者のうちから地域の実情に応じて市長が委嘱する。

- (1) 公募による介護保険被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）
 - (2) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、職能団体等に属する者
 - (3) 地域における福祉活動、権利擁護、相談事業等を担う関係者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者
- （会長）

第4条 運営協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総括し、運営協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

（庶務）

第7条 運営協議会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課が行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会について必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月1日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年5月1日）

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

付 則（平成27年4月7日要綱第84号）

この要綱は、平成27年4月7日から施行する。